

届出保育施設に係る

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

令和5年5月

幼保連携政策課

## 1 趣旨

各法令に基づく認可・届出等に係る部署において、法令に基づく適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、姫路市において施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化)を実施する観点から、各事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準(①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設の運営)を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査を実施します。

- ・幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、子ども・子育て支援法に基づき、市へ確認の申請を行い、市から確認を受ける必要があります。(確認を受けた施設等を「特定子ども・子育て支援施設等」と呼びます。)
- ・姫路市の行った確認は、他の市町村においても効力を有します。
- ・確認を行っていない施設は幼児教育・保育の無償化の対象施設となりませんのでご注意ください。

## 2 提出資料等

★所定の様式は下記 URL よりダウンロードの上ご利用ください。

【URL】 <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000008724.html>

### (1) 新たに確認を受ける場合

#### ㊦ 認可外保育施設(届出保育施設)

- ・特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(様式第4号)

【添付書類】

1	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
2	役員の氏名、生年月日及び住所の一覧(所定様式)
3	法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面(所定様式)

- ・別紙2 認可外保育施設(所定様式)

【添付書類】

1	児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し(別紙2の最新状況を確認できる箇所の抜粋で可)
2	料金表及び利用案内・パンフレット
3	施設の平面図(各室面積が分かるもの)
4	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合(見込み)状況を説明する書類(所定様式)
5	職員一覧表
6	保育士・看護師・準看護師の資格を有する職員を有する場合にあっては、資格を証する書類の写し
7	職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類

① 一時預かり事業（在園児以外を対象とするもの／企業主導型保育事業所）

- ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式第4号）

※添付書類は上記㉞参照

- ・ 別紙4 一時預かり事業（所定様式）

【添付書類】

1	児童福祉法第34条の12の規定により届け出た一時預かり事業開始届及び変更届の写し（別紙4の最新状況を確認できる箇所の抜粋で可）
2	料金表及び利用案内・パンフレット

㉞ 病児保育事業

- ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式第4号）

※添付書類は上記㉞参照

- ・ 別紙5 病児保育事業（所定様式）

【添付書類】

1	児童福祉法第34条の18の規定により届け出た病児保育事業開始届及び変更届の写し（別紙5の最新状況を確認できる箇所の抜粋で可）
2	料金表及び利用案内・パンフレット
3	施設の図面（保育室等の配置がわかるもの）

(2) 以下の事項に変更が生じた場合

【変更事項】

1	施設・事業所の名称
2	施設・事業所の所在地
3	設置者（法人等）の名称
4	設置者（法人等）の主たる事務所の所在地
5	設置者（法人等）の代表者の氏名・生年月日・住所・職名
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等（当該確認に関するものに限る。）
7	施設・事務所の管理者（園長等）の氏名・生年月日・住所
8	役員の氏名・生年月日・住所

- ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届出書（様式第5号）

【添付書類】

変更事項	添付書類
1、2	不要
3、4	①定款、寄附行為等 ②登記事項証明書
5	①登記事項証明書 ②誓約書
6	①定款、寄附行為等 ②登記事項証明書
7	誓約書
8	誓約書

- (3) 事業を廃止するなど確認を辞退する場合
- ・特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届（所定様式）
- ※添付書類不要

### 3 提出期限等

- (1) 新たに確認を受ける場合
- 【届出保育施設を新たに設置する場合】
- 児童福祉法上の届出を行った後、一週間以内。
- ※確認の効力発生日（無償化の始期）は、最大1か月前までの日又は事業開始日のいずれか遅い日です。
- 【その他】
- 随時。
- ※確認の効力発生日（無償化の始期）を遡ることは出来ませんので、申請日（書類提出日）にご留意ください。
- (2) 確認を受けた事項に変更が生じた場合
- 変更が生じた後、10日以内。
- (3) 事業を廃止するなど確認を辞退する場合
- 確認を辞退する場合、3か月以上の予告期間が必要なことから幼保連携政策課まで個別にご相談ください。

### 4 留意事項

幼児教育・保育の無償化の対象となる届出保育施設は、原則として認可外保育施設指導監督基準を満たす必要があり、令和元年10月から5年間の猶予期間については、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を利用している子どもがいることを踏まえ、特例的に認められているものです。

猶予期間を経過したのちに指導監督基準を満たしていない施設については、無償化の対象から外れることとなりますのでご注意ください。